平成２８年（フ）第３５号
石川県小松市安宅町レ55番地107、従前の住所金沢市粟崎町３丁目168番地１　市営住宅11棟409号
債務者　**角**　　達裕
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
　金沢地方裁判所小松支部
平成２８年（フ）第６４号
長野県安曇野市豊科5470番地９　プラシードＢ203
債務者　浅田　浩司
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
　長野地方裁判所松本支部
平成２８年（フ）第７３号
長野県松本市大字神林5083番地７
債務者　村澤　益典
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
　長野地方裁判所松本支部
平成２８年（フ）第４４号
山口県下関市豊浦町大字川棚1474番地６
債務者　有村総一郎
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
　山口地方裁判所下関支部破産係
平成２８年（フ）第２５号
山口県周南市築港町11番３－401号
債務者　塩見　浩介
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
　山口地方裁判所周南支部
平成２８年（フ）第１４０号
熊本市中央区水前寺４丁目47番15号　馬場アパート205、前住所熊本市中央区本山３丁目３番86－306号　ロマーノ本山
債務者　上村　朋子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２８年（フ）第１４３号
熊本市東区新南部３丁目６番40号　光産メゾネットＥ102
債務者　寺田　珠美（旧姓古閑）
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２８年（フ）第４０号
神奈川県横須賀市森崎１丁目３番９号
債務者　齋藤智安貴
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
　横浜地方裁判所横須賀支部
平成２８年（フ）第４１号
神奈川県横須賀市森崎１丁目３番９号
債務者　齋藤　彩乃
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
　横浜地方裁判所横須賀支部
平成２８年（フ）第１４８４号
大阪市西淀川区野里２丁目13番37号ソレイユ野里ＬＥＯＰＡＬＡＣＥ21　205号室
債務者　米本　雅典
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午後１時30分
　大阪地方裁判所第６民事部
平成２８年（フ）第１７３５号
大阪市城東区成育４丁目16番31号　ハイブリッジワン205
債務者　山岡　裕明
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後１時30分
　大阪地方裁判所第６民事部
平成２８年（フ）第１７６１号
大阪市平野区加美北１丁目19番９号　井上マンション406号
債務者　高木良則こと　髙木　良則
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後１時30分
　大阪地方裁判所第６民事部
平成２８年（フ）第２９８１号
東京都足立区保木間５丁目29－２－407
債務者　小林　公男
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時30分
　東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第２９８２号
東京都渋谷区本町６丁目35－８－102
債務者　田村　桂子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時30分
　東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第２９８３号
東京都中野区鷺宮３丁目２－５－201
債務者　門真　正人
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時30分
　東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第２９８４号
東京都荒川区南千住１丁目13－５－105
債務者　大竹　未月
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時30分
　東京地方裁判所民事第20部